

森林を守る活動に関する協定書

(社) 北海道森林土木建設業協会(以下「甲」という。)と北海道(以下「乙」という。)は、貴重な森林の荒廃防止や優れた森林生態系の保全・保護のため、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、北海道内の森林を守るための活動について、甲と乙が連携・協力することにより、山火事や森林災害などの発見・対策を早期に図り、公益的な機能を發揮する優れた森林の保全に努めることを目的とする。

(連携・協力)

第2条 甲及び乙は、相互に連携・協力して、次に掲げる事項を実施する。

(1) 甲の実施する事項

- イ 甲の会員は、本協定の趣旨に沿い森林を守る活動を行う。
- ロ 甲は、会員が森林パトロール中に山火事など異常と思われる現場を発見した場合、その内容を乙に情報提供するものとする。
- ハ 甲は、会員の森林パトロールの結果をインターネットにより集約管理するものとする。

(2) 乙の実施する事項

- イ 乙は、前項に係る情報提供を受けたときは、誠実に対応するものとする。
- ロ 乙は、甲の会員が行う森林パトロール等に対し支援協力をを行うものとする。
- ハ 乙は、道内の森林保全対策実施機関等へ運動趣旨の周知を行うものとする。
- ニ 乙は、協定による情報の取扱責任者を別に定めるものとする。

(緊急通報)

第3条 前条に定める情報提供で、緊急に通報を要する時は電話で乙が定める取扱責任者へ行うものとする。

(委員会の設置)

第4条 この協定による活動を推進し森林の保全活動の成果を保つため、甲、乙の構成からなる委員会を設置する。

(秘密の保持)

第5条 乙は、甲の情報提供について、甲の承諾なしに情報提供者の氏名及び所属等に関する情報を外部に漏らさないものとする。

(この協定にない事項)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙協議して決定するものとする。

この協定締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者署名の上、各自その1通を保管するものとする。

平成20年12月19日

甲 社団法人 北海道森林土木建設業協会
会長職務代理者

副会長 三水昭雄

乙 北海道

水産林務部長 武内良雄



2008.12.19